

白老町から移住者の皆さんへ

家賃サポート事業のお知らせ

補助対象者

- ・若年世帯(世帯主が40歳未満の方)
若しくは子育て世帯(15歳以下の子を扶養し同居している方)
- ・町外から町内民間賃貸住宅に転入された方
(町営住宅、社宅、寮、官舎除く)
- ・白老町に転入する前に町外に1年以上住んでいた方
- ・転入後、町内に2年以上居住する意思を有してる方
- ・令和6年4月1日～令和7年3月31日白老町へ転入した方
- ・他の公的制度による住宅扶助を受けていないこと
- ・世帯全員が移住者であること
- ・世帯全員に町税等の滞納がないこと
- ・世帯全員に生活保護を受けている人がいないこと
- ・世帯全員に公務員がいないこと
- ・世帯全員に暴力団員がいないこと



補助金額

基本補助金：(月額家賃－住宅手当) × 1/2(最長24ヵ月)

- ・若年世帯：上限1万円 最大24万円
- ・子育て世帯：上限1.5万円 最大36万円

※case1

若年世帯で申請、家賃5万円、住宅手当2万円の場合

$(50,000円 - 20,000) \times 1/2 = 15,000円$ となります。

上限1万円を超えているので、10,000円 × 24ヵ月 = 24万円の補助が受けられます。

※case2

子育て世帯で申請、家賃6.5万円、住宅手当4万円の場合

$(65,000円 - 40,000) \times 1/2 = 12,500円$ となります。

上限1.5万円を超えていないので、12,500円 × 24ヵ月 = 30万円の補助が受けられます。

申請に必要な書類

★交付申請書

★定住誓約書

★住宅手当支給証明書

住民票(謄本)

賃貸借契約書の写し

戸籍の附票

白老町役場HP



★は白老町HPからでもダウンロードできます。
住民票は白老町役場町民課で取得できます。
戸籍の附票は本籍地のある自治体で取得できます。
本籍地を白老町に移した方は、前の自治体で戸籍の徐票を取得してください。

申請から交付までの流れ

- ① 交付申請書、必要書類を白老町役場に提出
- ② 申請内容を審査し、交付・不交付を決定
- ③ 交付決定した場合、交付決定通知を白老町役場から送付
- ④ 9月と3月に補助交付請求書を白老町役場から送付
- ⑤ 補助金交付請求書の提出
※ 交付請求と月々の家賃の支払いがわかるものを白老町役場に提出
- ⑥ 請求内容を確認し、補助金交付
※ 1期(4月～9月分)を9月中、2期(10月～3月分)を3月中に2回に分けて支給
- ⑦ 補助金受取
※ 次年度以降も継続して交付希望の方は、再度交付申請書の提出が必要



お問合せ先 ご不明な点は下記担当までお気軽にお問合わせください。

白老町役場 政策推進課 移住・定住担当まで
〒059-0995 白老町大町1丁目1番1号
電話：0144-82-8213(直通) FAX：0144-82-4391
Eメール：iju@town.shiraoi.hokkaido.jp

白老町移住ポータル

